

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2006-65715

(P2006-65715A)

(43) 公開日 平成18年3月9日(2006.3.9)

(51) Int. Cl.	F I	テーマコード (参考)
G06Q 40/00 (2006.01)	G06F 17/60 234S	3E04O
G07D 9/00 (2006.01)	G06F 17/60 224	
	G07D 9/00 436B	

審査請求有 請求項の数 7 O L (全 18 頁)

(21) 出願番号 特願2004-249510 (P2004-249510)
 (22) 出願日 平成16年8月30日 (2004.8.30)

(71) 出願人 598049322
 株式会社東京三菱銀行
 東京都千代田区丸の内2丁目7番1号
 (74) 代理人 100079049
 弁理士 中島 淳
 (74) 代理人 100084995
 弁理士 加藤 和詳
 (74) 代理人 100085279
 弁理士 西元 勝一
 (74) 代理人 100099025
 弁理士 福田 浩志
 (72) 発明者 竹島 淳二
 東京都千代田区丸の内2-7-1 株式会社東京三菱銀行内

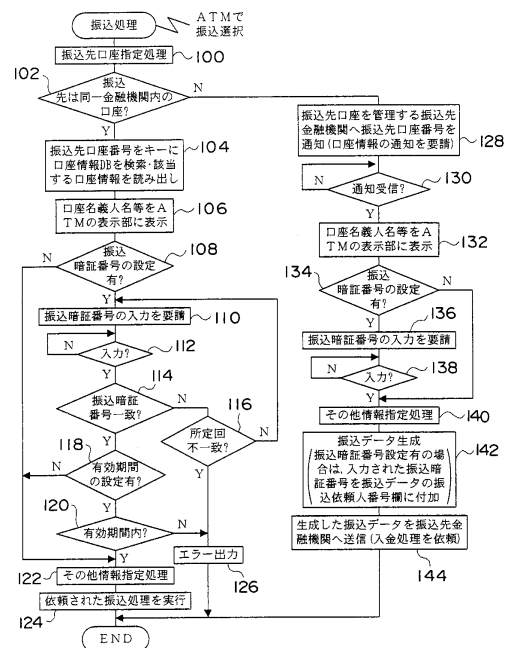
最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 振込処理装置及びプログラム

(57) 【要約】

【課題】 正規の振込以外の振込を制限することを、口座保有者に負担をかけることなく実現する。

【解決手段】 口座保有者が振込の制限を所望している口座には口座保有者によって振込暗証番号が設定されており、口座保有者が振込可能期間の制限を所望している場合には振込暗証番号の有効期間も設定されている。振込依頼者から振込が依頼され振込先口座が指定される(100)と、振込先口座が同一金融機関内の口座であれば(102が判定)、振込先口座の情報を読み出し(104)、振込暗証番号が設定されているかを判定する(106)。振込暗証番号が設定されていれば振込依頼者に振込暗証番号の入力を要請し(112)、入力された振込暗証番号が設定されている振込暗証番号と一致しているかを判定し(114)、一致していれば有効期間が設定されているかを判定する(116)。振込暗証番号と一致しており有効期間が設定されていない場合(118が肯定)及び振込暗証番号と一致しており設定された有効期間内である場合(120が肯定)は依頼された振込処理を実行し(124)、振込暗証番号が不一致又は有効期間外であればエラーを出力する(126)。



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

口座保有者により被仕向の振込に対して振込暗証情報が設定されている口座について、前記振込暗証情報を前記口座の口座識別情報と対応付けて記憶する記憶手段と、

振込依頼者から振込が依頼された場合に、指定された振込先口座の口座識別情報をキーにして前記記憶手段に記憶されている情報を検索することで、指定された振込先口座が前記振込暗証情報が設定されている口座か否かを判断し、前記振込暗証情報が設定されている口座である場合には、前記振込依頼者に対して振込暗証情報の入力を要請する入力要請手段と、

前記入力要請手段による要請に基づき前記振込依頼者によって入力された振込暗証情報が、前記指定された振込先口座の口座識別情報と対応付けて前記記憶手段に記憶されている振込暗証情報と一致しているか否かを判断し、振込暗証情報が一致している場合にのみ、前記振込依頼者から依頼された振込を実行する振込処理手段と、
を含む振込処理装置。

【請求項 2】

口座保有者により被仕向の振込に対して振込暗証情報が設定されている口座について、前記振込暗証情報を前記口座の口座識別情報と対応付けて記憶する記憶手段と、

振込依頼者から依頼された振込が所定のコンピュータ・システム経由で接続された振込受付装置によって受け入れられ、前記依頼された振込に基づき前記振込暗証情報が設定されている口座への入金依頼された際に、前記振込依頼者によって入力された振込暗証情報が、前記振込依頼者によって指定された振込先口座の口座識別情報と対応付けて前記記憶手段に記憶されている振込暗証情報と一致しているか否かを判断し、振込暗証情報が一致している場合にのみ前記口座への入金を実行する入金処理手段と、
を含む振込処理装置。

【請求項 3】

前記記憶手段には、振込暗証情報が設定されていない口座を含む各口座の口座識別情報と口座名義人情報が各々対応付けて記憶されており、

振込依頼者によって指定された振込先口座の口座識別情報を前記振込受付装置から受信すると、受信した口座識別情報と対応付けて前記記憶手段に記憶されている口座名義人情報を前記振込受付装置へ送信すると共に、前記受信した口座識別情報と対応付けて前記記憶手段に前記振込暗証情報が記憶されている場合には、前記振込受付装置へ送信する口座名義人情報に、指定された振込先口座が前記振込暗証情報が設定されている口座であることを表す口座属性情報を付加する送信手段を更に備えたことを特徴とする請求項 2 記載の振込処理装置。

【請求項 4】

前記振込受付装置は、受信した口座名義人情報に前記口座属性情報が付加されている場合に、前記振込依頼者に対して振込暗証情報の入力を要請し、実行すべき振込を規定する振込データの振込依頼者番号欄に前記振込依頼者によって入力された振込暗証情報を設定して送信し、

前記入金処理手段は、前記振込受付装置から受信した振込データの振込依頼者番号欄に設定されている情報を、前記振込依頼者によって入力された振込暗証情報と判断することを特徴とする請求項 3 記載の振込処理装置。

【請求項 5】

前記記憶手段には、前記口座保有者によって設定された振込暗証情報の有効期間が、前記振込暗証情報及び前記口座識別情報と対応付けて記憶されており、

前記振込処理手段又は前記入金処理手段は、前記入力された振込暗証情報が該振込暗証番号と対応付けて前記記憶手段に記憶されている有効期間内か否かも判断し、前記入力された振込暗証情報が前記記憶されている振込暗証情報と一致しており、かつ前記入力された振込暗証情報が前記記憶されている有効期間内の場合にのみ、前記振込依頼者から依頼された振込又は前記口座への入金を実行することを特徴とする請求項 1 又は請求項 2 記載

10

20

30

40

50

の振込処理装置。

【請求項 6】

口座保有者により被仕向の振込に対して振込暗証情報が設定されている口座について、前記振込暗証情報を前記口座の口座識別情報と対応付けて記憶する記憶手段と接続されたコンピュータを、

振込依頼者から振込が依頼された場合に、指定された振込先口座の口座識別情報をキーにして前記記憶手段に記憶されている情報を検索することで、指定された振込先口座が前記振込暗証情報が設定されている口座か否かを判断し、前記振込暗証情報が設定されている口座である場合には、前記振込依頼者に対して振込暗証情報の入力を要請する入力要請手段、

10

及び、前記入力要請手段による要請に基づき前記振込依頼者によって入力された振込暗証情報が、前記指定された振込先口座の口座識別情報と対応付けて前記記憶手段に記憶されている振込暗証情報と一致している場合にのみ、前記振込依頼者から依頼された振込を実行する振込処理手段

として機能させる振込処理プログラム。

【請求項 7】

口座保有者により被仕向の振込に対して振込暗証情報が設定されている口座について、前記振込暗証情報を前記口座の口座識別情報と対応付けて記憶する記憶手段と接続されると共に、所定のコンピュータ・システム経由で振込受付装置と接続されたコンピュータを、

20

振込依頼者から依頼された振込が前記振込受付装置によって受け付けられ、前記依頼された振込に基づき前記振込暗証情報が設定されている口座への入金が依頼された際に、前記振込依頼者によって入力された振込暗証情報が、前記振込依頼者によって指定された振込先口座の口座識別情報と対応付けて前記記憶手段に記憶されている振込暗証情報と一致しているか否かを判断し、振込暗証情報が一致している場合にのみ前記口座への入金を実行する入金処理手段

として機能させる振込処理プログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

30

本発明は振込処理装置及びプログラムに係り、特に、振込依頼者からの依頼に基づき振込処理又は依頼された振込に基づく入金処理を行う振込処理装置、及びコンピュータを前記振込処理装置として機能させるためのプログラムに関する。

【背景技術】

【0002】

振込処理は、振込依頼者が振込先口座番号等を指定することによって実行され、振込依頼者による振込行為には何ら制限が設けられていないが、最近、振込行為を制限できないことで、例えば押し貸し（銀行口座に勝手に現金を振り込み、法外な利息を要求すること）等の犯罪を防止できなかつたり、或いは、特定の資金用に開設した口座に別の資金が振り込まれてしまうことを制限できない等、受取人側に不都合をもたらす場合があることが明らかになってきている。

40

【0003】

特定口座への振込を制限することは、特定口座への正規の振込を行う振込依頼者以外には特定口座の口座番号を教示しないことで実現できるものの、この方法では、例えば以前に取引があり特定口座の口座番号を教示した相手からの特定口座への振込は制限できないという問題がある。また、請求書の用紙には振込先口座番号が予め印刷されていることが一般的であり、上記方法を実現するためには請求書の送付先によって請求書の用紙を使い分けると非常に複雑な事務処理が必要となるので現実的ではない。このように、特定口座への振込を制限する方法として上記方法を適用できない場面は多々存在している。

【0004】

50

上記に関連して特許文献1には、振込受取人が発行した振込依頼者宛の請求書が振込依頼者端末へ送信されると共に、前記請求書の請求書番号及び請求金額が金融機関に登録され、振込依頼者が請求書番号を入力して振込の実行を依頼すると、金融機関では請求書番号及び金額が事前に登録された情報と適合しているか否かを判定し、適合していると判断した場合にのみ依頼された振込を受付けることで、受取人側で取引内容が不明な振込入金自体を無くし、不明入金への対処を不要とする技術が開示されている。また、特許文献1には、上記の請求書番号に代えて、取引内容又は取引種別に対応する取引種別番号や、個別取引に対応する個別取引番号、支払人又は振込依頼者を特定する支払人番号等を用いることも記載されている。

【特許文献1】特開2003-76864号公報

10

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

しかしながら、特許文献1に記載の技術は、振込受付時に売掛金の消し込みも同時に行うために、振込受取人が予定している振込を全て把握し、予定している個々の振込に対して事前に識別情報（請求書番号やそれに類する情報）を各々設定して金融機関に事前に登録しておき、かつ予定している個々の振込を行う振込依頼者に対して各々異なる識別情報を通知する必要がある。このため、例えば受験料の振込みのように不特定多数が振込を行う場合は振込依頼者を事前に特定できないため、特許文献1に記載の技術では対応できない。また、授業料の振込のように振込依頼者を事前に特定できる場合でも、特許文献1に記載の技術により予定している振込以外の振込を制限しようとする、振込受取人に多大な負担がかかるという問題がある。また、特定の口座への振込が可能な期間に制限を設けたいというニーズも存在しているが、特許文献1に記載の技術では振込可能期間に制限を設けることができないという問題もある。

20

【0006】

本発明は上記事実を考慮して成されたもので、正規の振込以外の振込を制限することを、口座保有者に負担をかけることなく実現できる振込処理装置及び振込処理プログラムを得ることが目的である。

【課題を解決するための手段】

【0007】

上記目的を達成するために請求項1記載の発明に係る振込処理装置は、口座保有者により被仕向の振込に対して振込暗証情報が設定されている口座について、前記振込暗証情報を前記口座の口座識別情報と対応付けて記憶する記憶手段と、振込依頼者から振込が依頼された場合に、指定された振込先口座の口座識別情報をキーにして前記記憶手段に記憶されている情報を検索することで、指定された振込先口座が前記振込暗証情報が設定されている口座か否かを判断し、前記振込暗証情報が設定されている口座である場合には、前記振込依頼者に対して振込暗証情報の入力を要請する入力要請手段と、前記入力要請手段による要請に基づき前記振込依頼者によって入力された振込暗証情報が、前記指定された振込先口座の口座識別情報と対応付けて前記記憶手段に記憶されている振込暗証情報と一致しているか否かを判断し、振込暗証情報が一致している場合にのみ、前記振込依頼者から依頼された振込を実行する振込処理手段と、を含んで構成されている。

30

40

【0008】

請求項1記載の発明では、被仕向の振込を制限することを所望している口座の口座保有者により、被仕向の振込に対して振込暗証情報が設定され、振込暗証情報が設定された口座については、設定された振込暗証情報が口座識別情報（例えば口座番号や口座種別、支店番号等）と対応付けて記憶手段に記憶される。なお、振込暗証情報としては、例えば4桁の暗証番号を適用できるが、他の情報であってもよい。また、入力要請手段は、振込依頼者から振込が依頼された場合に、指定された振込先口座の口座識別情報をキーにして記憶手段に記憶されている情報を検索することで、指定された振込先口座が振込暗証情報が設定されている口座か否かを判断し、振込暗証情報が設定されている口座である場合には

50

、振込依頼者に対して振込暗証情報の入力三要請する。なお、入力要請手段による上記判断は、指定された振込先口座の口座識別情報が、振込暗証情報と共に記憶手段に記憶されているか否かを確認することで実現できる。そして振込処理手段は、入力要請手段による要請に基づき振込依頼者によって入力された振込暗証情報が、指定された振込先口座の口座識別情報と対応付けて記憶手段に記憶されている振込暗証情報と一致しているか否かを判断し、振込暗証情報が一致している場合にのみ振込依頼者から依頼された振込を実行する。

【0009】

このように請求項1記載の発明では、特定口座への被仕向の振込を制限したい場合にも、特定口座の口座保有者が、予定している特定口座への振込を全て把握し、予定している個々の振込に対して事前に識別情報を各々設定し（記憶手段に記憶させ）、かつ予定している個々の振込を行う振込依頼者に対して各々異なる識別情報を通知する、という煩雑な作業を行う必要はなく、口座保有者は、被仕向の振込を制限することを所望している口座に対して振込暗証情報を設定し（記憶手段に記憶させ）ておき、上記口座に対して正規の振込を行う振込依頼者に対して同一の振込暗証情報を通知するのみで、上記口座への正規の振込以外の振込（口座保有者から振込暗証情報を通知されていない振込依頼者からの振込）を制限することができる。従って、請求項1記載の発明によれば、正規の振込以外の振込を制限することを、口座保有者に負担をかけることなく実現することができる。

10

【0010】

ところで、本発明において、振込暗証情報が設定されている口座を管理している金融機関（第1の金融機関と称する）と、振込依頼者が振込を依頼した金融機関（第2の金融機関と称する）が相違している場合も考え得る。この場合、請求項1に記載の記憶手段は第1の金融機関に設置されることが一般的であるが、第2の金融機関が上記の記憶手段に記憶されている情報を第1の金融機関から取得可能であれば、第2の金融機関側に請求項1記載の入力要請手段及び振込処理手段として機能する装置を設置することで、正規の振込以外の振込を第2の金融機関側で制限することができる。一方、第2の金融機関が振込暗証情報等を第1の金融機関から取得できない場合には、正規の振込以外の振込を第2の金融機関側で制限することは困難である。

20

【0011】

上記を考慮し、請求項2記載の発明に係る振込処理装置は、口座保有者により被仕向の振込に対して振込暗証情報が設定されている口座について、前記振込暗証情報を前記口座の口座識別情報と対応付けて記憶する記憶手段と、振込依頼者から依頼された振込が所定のコンピュータ・システム経由で接続された振込受付装置によって受け付けられ、前記依頼された振込に基づき前記振込暗証情報が設定されている口座への入金依頼された際に、前記振込依頼者によって入力された振込暗証情報が、前記振込依頼者によって指定された振込先口座の口座識別情報と対応付けて前記記憶手段に記憶されている振込暗証情報と一致しているか否かを判断し、振込暗証情報が一致している場合にのみ前記口座への入金を実行する入金処理手段と、を含んで構成されている。

30

【0012】

請求項2記載の発明では、請求項1記載の発明と同様の記憶手段が設けられており、振込依頼者から依頼された振込が、所定のコンピュータ・システム（例えば全国銀行協会（全銀協）のコンピュータ・システム）経由で接続された振込受付装置によって受け付けられる。そして、依頼された振込に基づき振込暗証情報が設定されている口座への入金依頼されると、振込依頼者によって入力された振込暗証情報が、振込依頼者によって指定された振込先口座の口座識別情報と対応付けて記憶手段に記憶されている振込暗証情報と一致しているか否かを判断し、振込暗証情報が一致している場合にのみ前記口座への入金を実行する。請求項2記載の発明では、振込依頼者からの振込依頼が振込受付装置によって一旦受け付けられるものの、振込依頼者によって入力された振込暗証情報が記憶手段に記憶されている振込暗証情報と不一致の場合には、口座への入金が行われないことで振込が不成

40

50

立となる。

【0013】

これにより、請求項1記載の発明と同様に、口座保有者は、被仕向の振込を制限することを所望している口座に対して振込暗証情報を設定し（記憶手段に記憶させ）ておき、上記口座に対して正規の振込を行う振込依頼者に対して同一の振込暗証情報を通知するのみで、上記口座への正規の振込以外の振込（口座保有者から振込暗証情報を通知されていない振込依頼者からの振込）による入金を制限することができる。従って、請求項2記載の発明においても、正規の振込以外の振込を制限することを、口座保有者に負担をかけることなく実現することができる。

【0014】

なお、請求項2記載の発明において、振込依頼者によって指定された振込先口座が振込暗証番号が設定されている口座であった場合には、振込依頼者に振込暗証番号を入力させるために、指定された振込先口座が振込暗証番号が設定されている口座であることを振込受付装置に通知することが望ましい。所定のコンピュータ・システム経由での振込（異なる金融機関の間での振込）では、一般に、振込依頼者によって振込先口座が指定されると、仕向金融機関（振込を依頼された金融機関）側から被仕向金融機関（振込先口座を管理している金融機関）側へ振込先口座の口座名義人の名称等の情報の問い合わせがあり、該問い合わせに基づき被仕向金融機関から仕向金融機関へ送信された情報により口座名義人の名称等が振込依頼者へ提示される仕組みとなっている。

【0015】

これを利用し、請求項2記載の発明において、例えば請求項3に記載したように、記憶手段に、振込暗証情報が設定されていない口座を含む各口座の口座識別情報と口座名義人情報を各々対応付けて記憶し、振込依頼者によって指定された振込先口座の口座識別情報を振込受付装置から受信すると、受信した口座識別情報と対応付けて記憶手段に記憶されている口座名義人情報を振込受付装置へ送信すると共に、受信した口座識別情報と対応付けて記憶手段に振込暗証情報が記憶されている場合には、振込受付装置へ送信する口座名義人情報に、指定された振込先口座が振込暗証情報が設定されている口座であることを表す口座属性情報を付加する送信手段を設けることが好ましい。これにより、振込依頼者によって指定された振込先口座が振込暗証番号が設定されている口座であった場合に、これを振込受付装置に通知することができる。

【0016】

また、請求項3記載の発明において、例えば請求項4に記載したように、振込受付装置は、受信した口座名義人情報に口座属性情報が付加されている場合に、振込依頼者に対して振込暗証情報の入力を要請し、実行すべき振込を規定する振込データの振込依頼者番号欄に振込依頼者によって入力された振込暗証情報を設定して送信し、入金処理手段は、振込受付装置から受信した振込データの振込依頼者番号欄に設定されている情報を、振込依頼者によって入力された振込暗証情報と判断することが好ましい。これにより、振込依頼者によって指定された振込先口座が振込暗証番号が設定されている口座であった場合に、振込依頼者に振込受付装置を介して振込暗証番号を入力させることができる。また、振込データの振込依頼者番号欄を利用して振込受付装置から本発明に係る振込処理装置への振込暗証情報の伝達を行うことで、振込暗証情報の伝達のために振込データを既存のフォーマットから変更する必要もなくなる。

【0017】

また、請求項1又は請求項2記載の発明において、例えば請求項5に記載したように、記憶手段には、口座保有者によって設定された振込暗証情報の有効期間が、振込暗証情報及び口座識別情報と対応付けて記憶されており、振込処理手段又は入金処理手段は、入力された振込暗証情報が該振込暗証番号と対応付けて記憶手段に記憶されている有効期間内か否かも判断し、入力された振込暗証情報が記憶されている振込暗証情報と一致しており、かつ入力された振込暗証情報が記憶されている有効期間内の場合にのみ、振込依頼者から依頼された振込又は前記口座への入金を実行することが好ましい。これにより、口座保

10

20

30

40

50

有者が、或る口座への振込が可能な期間にも制限を設けることを所望している場合にも、振込暗証番号に加えてその有効期間も設定する（記憶手段に記憶させる）のみで、前記口座への有効期間外の振込を制限することができるので、口座保有者の利便性を更に向上させることができる。

【0018】

また、請求項6記載の発明に係る振込処理プログラムは、口座保有者により被仕向の振込に対して振込暗証情報が設定されている口座について、前記振込暗証情報を前記口座の口座識別情報と対応付けて記憶する記憶手段と接続されたコンピュータを、振込依頼者から振込が依頼された場合に、指定された振込先口座の口座識別情報をキーにして前記記憶手段に記憶されている情報を検索することで、指定された振込先口座が前記振込暗証情報が設定されている口座か否かを判断し、前記振込暗証情報が設定されている口座である場合には、前記振込依頼者に対して振込暗証情報の入力を要請する入力要請手段、及び、前記入力要請手段による要請に基づき前記振込依頼者によって入力された振込暗証情報が、前記指定された振込先口座の口座識別情報と対応付けて前記記憶手段に記憶されている振込暗証情報と一致している場合にのみ、前記振込依頼者から依頼された振込を実行する振込処理手段として機能させる。

10

【0019】

請求項6記載の発明に係る振込処理プログラムは、口座保有者により被仕向の振込に対して振込暗証情報が設定されている口座について、振込暗証情報を前記口座の口座識別情報と対応付けて記憶する記憶手段と接続されたコンピュータを、上記の入力要請手段及び振込処理手段として機能させるためのプログラムであるので、上記のコンピュータが請求項6記載の発明に係る振込処理プログラムを実行することにより、上記のコンピュータが請求項1に記載の振込処理装置として機能することになり、請求項1記載の発明と同様に、正規の振込以外の振込を制限することを、口座保有者に負担をかけることなく実現することができる。

20

【0020】

また、請求項7記載の発明に係る振込処理プログラムは、口座保有者により被仕向の振込に対して振込暗証情報が設定されている口座について、前記振込暗証情報を前記口座の口座識別情報と対応付けて記憶する記憶手段と接続されると共に、所定のコンピュータ・システム経由で振込受付装置と接続されたコンピュータを、前記振込受付装置を介して振込依頼者から依頼された振込が受けられ、前記依頼された振込に基づき前記振込暗証情報が設定されている口座への入金依頼された際に、前記振込依頼者によって入力された振込暗証情報が、前記振込依頼者によって指定された振込先口座の口座識別情報と対応付けて前記記憶手段に記憶されている振込暗証情報と一致しているか否かを判断し、振込暗証情報が一致している場合にのみ前記口座への入金を実行する入金処理手段として機能させる。

30

【0021】

請求項7記載の発明に係る振込処理プログラムは、口座保有者により被仕向の振込に対して振込暗証情報が設定されている口座について、前記振込暗証情報を前記口座の口座識別情報と対応付けて記憶する記憶手段と接続されると共に、所定のコンピュータ・システム経由で振込受付装置と接続されたコンピュータを、上記の入金処理手段として機能させるためのプログラムであるので、上記のコンピュータが請求項7記載の発明に係る振込処理プログラムを実行することにより、上記のコンピュータが請求項2に記載の振込処理装置として機能することになり、請求項2記載の発明と同様に、正規の振込以外の振込を制限することを、口座保有者に負担をかけることなく実現することができる。

40

【発明の効果】

【0022】

以上説明したように本発明は、口座保有者により被仕向の振込に対して振込暗証情報が設定されている口座について、振込暗証情報を口座識別情報と対応付けて記憶しておき、振込依頼者によって入力された振込暗証情報が、振込依頼者によって指定された振込先口

50

座の口座識別情報と対応付けて記憶されている振込暗証情報と一致しているか否かを判断し、振込暗証情報が一致している場合にのみ依頼された振込又は前記口座への入金を行うようにしたので、正規の振込以外の振込を制限することを、口座保有者に負担をかけることなく実現できる、という優れた効果を有する。

【発明を実施するための最良の形態】

【0023】

以下、図面を参照して本発明の実施形態の一例を詳細に説明する。図1には本実施形態に係るコンピュータ・システム10が示されている。コンピュータ・システム10は、特定金融機関に設置されたホスト・コンピュータ12を備えている。ホスト・コンピュータ12は汎用の大型コンピュータから成り、CPU12A、ROM12B、RAM12C及び入出力ポート12Dを備え、これらが互いにデータバス、制御バス、アドレスバス等から成るバス12Eを介して互いに接続されて構成されている。また入出力ポート12Dには、各種の入出力機器として、通信制御装置14、CRT又はLCDから成るディスプレイ16、キーボード18及びHDD(Hard Disk Drive)20が各々接続されている。

10

【0024】

ホスト・コンピュータ12のHDD20には口座情報データベース(DB)が記憶されており(詳細は後述)、本発明に係る記憶手段(詳しくは請求項3,5に記載の記憶手段)に対応している。またHDD20には各種アプリケーション・プログラムが予めインストールされている。このアプリケーション・プログラムの中には、後述する振込処理を行うための振込プログラムと、後述する口座情報通知処理を行うための口座情報通知プログラムと、後述する入金処理を行うための入金プログラムが含まれている。このうち、振込プログラムは請求項6に記載の振込処理プログラムに、入金プログラムは請求項7に記載の振込処理プログラムに各々対応しており、ホスト・コンピュータ12は、振込プログラムを実行することで請求項1に記載の振込処理装置として機能し、入金プログラムを実行することで請求項2に記載の振込処理装置として機能する。上記の各種アプリケーション・プログラムは、例えば磁気テープ等の記録媒体を介してHDD20にインストールすることができる。

20

【0025】

ホスト・コンピュータ12の通信制御装置14は特定金融機関内に構築されたコンピュータ・ネットワーク24に接続されている。コンピュータ・ネットワーク24は、特定金融機関の各支店に各々設置された営業店サーバ26(PC、ワークステーション、大型コンピュータの何れでもよい)が通信回線28を介して互いに接続されて構成されており、個々の営業店サーバ26には、個々の営業店サーバ26と同一の支店に設置された複数台のATM(Automatic Teller Machine:現金自動預け払い機)30が接続されている。ATM30には、任意の情報を表示可能な表示部30Aと、情報を入力するためのタッチパネル等から成る入力部30Bが設けられている。また、図示は省略するが、ATM30には、特定金融機関に口座を開設している顧客が所持しているキャッシュカードを装填可能で、装填されたキャッシュカードに磁氣的に記録された情報を読み取り可能なカードリーダーも取り付けられている。

30

【0026】

また、ホスト・コンピュータ12の通信制御装置14は、全国銀行協会(全銀協)に設置されたコンピュータ・システム(全銀システム)32と通信回線を介して接続されている。全銀システム32は特定金融機関以外の各金融機関とも接続されている(図1では他の金融機関を金融機関A,B,Cと表記して示す)。各金融機関にもホスト・コンピュータ34が設置されており(図1では、例として金融機関Aに設置されたホスト・コンピュータに「34A」の符号を付して示している)、各金融機関に設置されたホスト・コンピュータ34は通信回線を介して全銀システム32に各々接続されている。

40

【0027】

なお、図示は省略するが、本実施形態では、各金融機関に設置されたホスト・コンピュータ34のHDDにも口座情報DBが記憶されており、本発明に係る記憶手段(詳しくは

50

請求項 3, 5 に記載の記憶手段) に対応している。また、この HDD には前述の振込プログラム、口座情報通知プログラム及び入金プログラムを含む各種のアプリケーション・プログラムが予めインストールされている。更に、各金融機関に設置されたホスト・コンピュータ 34 も、特定金融機関に設置されたホスト・コンピュータ 12 と同様に、各金融機関に設置された ATM 36 (図 1 では、金融機関 A に設置された ATM に「36A」の符号を付して示している) と通信回線や各種のコンピュータ・ネットワークを介して接続されている。

【0028】

次に本実施形態の作用を説明する。本実施形態に係る特定金融機関は、特定金融機関に口座を開設している人(口座保有者)に対し、該口座保有者が保有している口座への第三者の振込(振込依頼者からの被仕向の振込)を制限することを可能とする振込制限サービスを提供している。この振込制限サービスは、振込制限サービスが適用された口座(対象口座)への振込が依頼された場合に振込依頼者に振込暗証番号を入力させ、正規の振込暗証番号が入力されなかった場合は依頼された振込又は対象口座への入金を拒否し、正規の振込暗証番号が入力された場合にのみ依頼された振込又は対象口座への入金を実行することで、対象口座への振込を制限するサービスである。

10

【0029】

振込制限サービスの利用にあたっては、振込制限サービスの適用を受ける口座(対象口座)に振込暗証番号を設定する必要がある。このため、振込制限サービスの利用を所望している口座保有者は、所定の申請用紙に対象口座の口座番号、口座種別、支店名と、任意に定めた 4 桁の数字から成る振込暗証番号を各々記入し、記入を終えた申請用紙を特定金融機関の窓口へ提出する等によって振込制限サービスの利用を申請する。また、上記の振込制限サービスでは、対象口座に複数の振込暗証番号を設定すると共に個々の振込暗証番号に各々独立に有効期間を設定し、振込依頼者によって正規の振込暗証番号が入力された場合も該振込暗証番号の有効期間外であれば振込又は対象口座への入金を拒否することも可能とされており(以下、これを「有効期間付きの振込制限サービス」と称する)、この有効期間付きの振込制限サービスを利用する場合、口座保有者は、特定金融機関へ提出する申請用紙に複数の振込暗証番号を記入すると共に、個々の振込暗証番号の有効期間を各々記入する。

20

【0030】

特定金融機関では、管理している(特定金融機関に開設されている)全ての口座の情報を、口座番号をキーとして口座情報 DB に記憶・管理している。単一の口座について口座情報 DB に記憶している情報の一例を図 2(A) に示す。なお、図 2 における「口座番号」は金融機関名、支店名(店番)、口座種別(科目)及び口座番号の一連の情報を番号化した情報である。また特定金融機関は、口座保有者から申請用紙が提出されることで振込制限サービスの利用が申請された口座については、図 2(B) に示すように、申請用紙に記入されている振込暗証番号を口座情報 DB の対応する情報に追加記憶する。また特定金融機関は、有効期間付きの振込制限サービスの利用が申請された場合には、図 2(C) に示すように、申請用紙に記入されている複数の振込暗証番号と、個々の振込暗証番号に対して設定された有効期間を、口座情報 DB の対応する情報に追加記憶する。従って、振込制限サービスの利用が申請された口座については、振込暗証番号(及びその有効期間)が口座番号と対応付けられて口座情報 DB に記憶されることになる。

30

40

【0031】

なお、本実施形態では、特定金融機関以外の各金融機関でも上記の振込制限サービスを提供しており、各金融機関のホスト・コンピュータ 34 の HDD に記憶されている口座情報 DB にも上記と同様の情報が記憶されている。

【0032】

また口座保有者は、振込制限サービスの利用申請を完了すると、振込暗証番号を設定した口座へ正規の振込(口座保有者が「正規」と認識した振込)を行う人に対し、設定した振込暗証番号を通知する。また、利用を申請した振込制限サービスが有効期間付きで、通

50

知する振込暗証番号に有効期間を設定していた場合には、口座保有者は、通知した振込暗証番号の有効期間（振込可能期間）も併せて通知する。

【0033】

次に図3を参照し、特定金融機関のホスト・コンピュータ12で実行される振込処理について説明する。なお、この振込処理は、特定金融機関のATM30の表示部30Aに実行可能な金融取引の名称が選択肢として一覧表示されている状態で、選択肢の1つである「振込」が利用者（振込依頼者）によって選択されて振込の実行が依頼されたことを契機として、CPU12Aで振込プログラムが実行されることによって実現される。また、以下ではホスト・コンピュータ12で実行されることを前提にして振込処理を説明するが、特定金融機関以外の各金融機関においても、ATM36を介して振込が依頼されると同様の振込処理がホスト・コンピュータ34で実行される。

10

【0034】

ステップ100では、振込依頼者によって振込先口座を指定させる振込先口座指定処理を行う。すなわち、振込先口座を特定するための情報として、振込先口座の金融機関名、支店名、口座種別及び口座番号を指定するための画面のATM30の表示部30Aに順次表示させると共に、振込依頼者により入力部30Bを介して入力された情報を振込先口座番号を構成する情報としてメモリ（RAM12C）に順次記憶させる。振込依頼者による振込先口座の指定が完了するとステップ102へ移行し、振込依頼者によって指定された振込先口座の金融機関名に基づいて、指定された振込先口座は同一金融機関の口座（同一金融機関（この場合は特定金融機関）が管理している口座）か否か判定する。

20

【0035】

ステップ102の判定が肯定された場合はステップ104へ移行し、振込先口座番号をキーにしてホスト・コンピュータ12のHDD20に記憶されている口座情報DBを検索し、検索によって抽出された口座情報（振込先口座の口座情報）を口座情報DBから読み出してメモリに記憶させる。ステップ106では、メモリに記憶した口座情報から口座名義人名の情報等を抽出し、抽出した情報をATM30の表示部30Aに表示させる。これにより、振込依頼者は表示部30Aに表示された口座名義人名等に基づいて、先に指定した振込先口座が正しいか否かを確認する。そして、振込先口座が正しければ入力部30Bを介して「確認終了」を入力し、誤っていれば「取消」を入力する。

30

【0036】

「取消」が入力された場合には振込先口座の指定（ステップ100）が再度行われるが、「確認終了」が入力された場合は次のステップ108へ移行し、先のステップ104でメモリに記憶した口座情報の中に振込暗証番号が含まれているか否かに基づいて、指定された振込先口座が振込暗証番号が設定されている口座（振込制限サービスの対象口座）か否か判定する。判定が否定された場合は何ら処理を行うことなくステップ122へ移行する（この場合、後述するように依頼された振込処理が実行される）が、判定が肯定された場合はステップ110へ移行し、振込暗証番号の入力欄が設けられ振込暗証番号の入力を要請するメッセージが併記された振込暗証番号入力画面を表示部30Aに表示させることで、振込依頼者に対して振込暗証番号の入力を要請する。なお、ステップ108、110は本発明に係る入力要請手段に対応している。そして次のステップ112では、振込依頼者によって振込暗証番号が入力されたか否か判定し、判定が肯定される迄ステップ112を繰り返す。

40

【0037】

振込依頼者が入力部30Bを介して振込暗証番号を入力すると、ステップ112の判定が肯定されてステップ114へ移行し、振込依頼者によって入力された振込暗証番号が、メモリに記憶した口座情報に含まれている振込暗証番号（振込先口座に設定されている振込暗証番号）に一致しているか否か判定する。なお、振込先口座に適用されている振込制限サービスが有効期間付きである場合には、口座情報に複数の振込暗証番号が設定されているので、ステップ114では、入力された振込暗証番号が設定されている複数の振込暗証番号の何れかと一致しているか否か判定する。判定が否定された場合はステップ116

50

へ移行し、振込先口座に設定されている振込暗証番号と一致しない振込暗証番号が所定回入力されたか否か判定する。この判定が否定された場合はステップ110へ戻り、振込暗証番号を振込依頼者に再度させる。

【0038】

そして、ステップ114の判定が所定回否定されると、ステップ116の判定が肯定されてステップ126へ移行し、入力された振込暗証番号が誤っているので依頼された振込処理を実行できない旨を振込依頼者へ通知するエラーメッセージを表示部30Aに表示し、依頼された振込処理を実行することなく振込処理を終了する。これにより、口座保有者が振込暗証番号を通知していない第三者による口座保有者の口座（振込暗証番号が設定されている口座）への振込が阻止される。

10

【0039】

また、振込依頼者によって入力された振込暗証番号が振込先口座に設定されている振込暗証番号と一致した場合には、ステップ114の判定が肯定されてステップ118へ移行し、メモリに記憶した口座情報上で、入力された振込暗証番号に一致した振込暗証番号が有効期間を表す情報と対応付けられているか否かを判断することで、入力された振込暗証番号に有効期間が設定されているか否か判定する。この判定が肯定された場合はステップ120へ移行し、現在の日時が設定されている有効期間内か否か判定する。判定が否定された場合は、ステップ126で前述のようにエラーメッセージを表示部30Aに表示し、依頼された振込処理を実行することなく振込処理を終了する。これにより、振込依頼者が口座保有者から振込暗証番号の通知を受けていたとしても、同時に振込可能期間（振込暗証番号の有効期間）の通知も受けていた場合には、振込暗証番号が設定されている口座へ通知された振込可能期間外に振込を行うことが阻止される。

20

【0040】

一方、ステップ118の判定が否定された場合（入力された振込暗証番号が設定された振込暗証番号（有効期間の設定無し）と一致した場合）及びステップ120の判定が肯定された場合（入力された振込暗証番号が設定された振込暗証番号（有効期間の設定有り）と一致し、かつ現在の日時が有効期間内であった場合）には、ステップ122において、振込金額や振込金額の決済方法、振込人名等の他の情報を振込依頼者によって指定させるその他情報指定処理を行う。なお、このステップ122において、振込金額の決済方法として現金投入が選択された場合には、振込金額に振込手数料を加算した金額を振込依頼者に投入させ、投入された金額を収受する処理も併せて行われる。そして、次のステップ124では振込依頼者から依頼された振込処理を実行する。これにより、指定された振込先口座へ指定された振込金額が入金されることになる。なお、上述したステップ104, 112～126は本発明に係る振込処理手段（詳しくは請求項5に記載の振込処理手段）に対応している。

30

【0041】

続いて、金融機関の間での振込が依頼された場合について、金融機関AのATM36Aを介して特定金融機関の特定口座への振込が依頼された場合を例に説明する。なお、この例において、金融機関Aのホスト・コンピュータ34A及びATM36Aは本発明に係る振込受付装置（詳しくは請求項4に記載の振込受付装置）として機能する。ATM36Aを介して振込依頼者から振込が依頼されると、金融機関Aのホスト・コンピュータ34Aでも図3に示す振込処理が実行される。この例では、振込依頼者によって指定された振込先口座が別の金融機関（特定金融機関）の口座であるので、振込処理のステップ102の判定が否定されてステップ128へ移行し、指定された振込先口座を管理する振込先金融機関（この場合は特定金融機関）へ指定された振込先口座番号を通知する情報を全銀システム32を介して送信することで、振込先口座の情報（例えば口座名義人名等）を通知するよう振込先金融機関へ要請する。次のステップ130では、振込先口座の情報が通知されたか否か判定し、判定が肯定される迄ステップ130を繰り返す。

40

【0042】

振込先金融機関（特定金融機関）のホスト・コンピュータ12は、振込元金融機関（こ

50

の場合は金融機関 A) から振込先口座番号を通知する情報を全銀システム 3 2 経由で受信すると、CPU 1 2 A によって口座情報通知が実行されることで、図 4 に示す口座情報通知処理を行う。この口座情報通知処理では、まずステップ 1 5 0 において、振込元金融機関から通知された振込先口座番号をキーにしてホスト・コンピュータ 1 2 の HDD 2 0 に記憶されている口座情報 DB を検索し、検索によって抽出された口座情報 (振込先口座の口座情報) を口座情報 DB から読み出してメモリに記憶させる。

【 0 0 4 3 】

次のステップ 1 5 2 では、先のステップ 1 5 0 でメモリに記憶した口座情報の中に振込暗証番号が含まれているか否かに基づいて、指定された振込先口座が振込暗証番号が設定されている口座 (振込制限サービスの対象口座) が否か判定する。判定が否定された場合はステップ 1 5 4 へ移行し、口座情報 DB から読み出してメモリに記憶させた口座情報の一部又は全部を全銀システム 3 2 経由で振込元金融機関のホスト・コンピュータ 3 4 A へ送信し、処理を終了する。また、ステップ 1 5 2 の判定が肯定された場合はステップ 1 5 6 へ移行し、口座情報 DB から読み出してメモリに記憶させた口座情報から少なくとも振込暗証番号を除外した情報に、振込先口座は振込暗証番号が設定された口座であることを意味する属性情報を付加した後に、属性情報を付加した情報を全銀システム 3 2 経由で振込元金融機関のホスト・コンピュータ 3 4 A へ送信し、処理を終了する。なお、上述した口座情報通知処理は請求項 3 に記載の送信手段に対応している。

【 0 0 4 4 】

振込先金融機関のホスト・コンピュータ 1 2 から送信された上記の情報が振込元金融機関のホスト・コンピュータ 3 4 A で受信されると、振込処理 (図 3) のステップ 1 3 0 の判定が肯定されてステップ 1 3 2 へ移行し、受信した情報から口座名義人名等の情報を抽出し、抽出した情報を ATM 3 6 A の表示部に表示させる。これにより、振込依頼者は表示された口座名義人名等に基づいて、先に指定した振込先口座が正しいか否かを確認し、振込先口座が正しければ入力部を介して「確認終了」を入力し、誤っていれば「取消」を入力する。「取消」が入力された場合には振込先口座の指定 (ステップ 1 0 0) が再度行われるが、「確認終了」が入力された場合は次のステップ 1 3 4 へ移行し、振込先金融機関から受信した情報に属性情報が含まれているか否かに基づいて、指定された振込先口座が振込暗証番号の設定されている口座が否か判定する。

【 0 0 4 5 】

判定が否定された場合は何ら処理を行うことなくステップ 1 4 0 へ移行するが、判定が肯定された場合はステップ 1 3 6 へ移行し、ATM 3 6 A の表示部に振込暗証番号入力画面を表示させることで、振込依頼者に対して振込暗証番号の入力を要請する。次のステップ 1 3 8 では振込依頼者によって振込暗証番号が入力されたか否か判定し、判定が肯定される迄ステップ 1 3 8 を繰り返す。ATM 3 6 A の入力部を介して振込依頼者が振込暗証番号を入力すると、ステップ 1 3 8 の判定が肯定されてステップ 1 4 0 へ移行し、先に説明したステップ 1 2 2 と同様に、振込金額や振込金額の決済方法、振込人名等の他の情報を振込依頼者によって指定させるその他情報指定処理を行う。

【 0 0 4 6 】

次のステップ 1 4 2 では、振込依頼者によって指定された振込先口座番号や振込金額、振込人名等の情報を、全銀協で定められたフォーマット (全銀フォーマット) に編集することで、全銀フォーマットに準拠した振込データを生成する。なお、全銀フォーマットには振込依頼者を表す 4 桁の数字を設定するための振込依頼者番号欄が設けられているが、振込先口座が振込暗証番号の設定されている口座である場合、ステップ 1 4 2 では、振込依頼者によって入力された振込暗証番号を振込データの振込依頼者番号欄に設定する。そしてステップ 1 4 4 では、ステップ 1 4 2 で生成した振込データを全銀システム 3 2 経由で振込先金融機関のホスト・コンピュータ 1 2 へ送信することで、振込先口座への入金を振込先金融機関へ依頼し、振込処理を終了する。

【 0 0 4 7 】

このように、本実施形態では、金融機関の間での振込が振込依頼者から依頼された場合

10

20

30

40

50

に、振込元金融機関では、指定された振込先口座が振込暗証番号の設定されている口座か否かや、入力された振込暗証番号が振込先口座に設定されている振込暗証番号に一致しているか否かに拘らず、依頼された振込が受け付けられる。

【0048】

一方、振込先金融機関のホスト・コンピュータ12は、振込元金融機関のホスト・コンピュータ34Aから全銀システム32経由で振込データを受信すると、CPU12Aが入金プログラムを実行することで図5に示す入金処理を行う。この入金処理では、まずステップ160において、振込元金融機関のホスト・コンピュータ34Aから受信した振込データに設定されている振込先口座番号をキーにしてホスト・コンピュータ12のHDD20に記憶されている口座情報DBを検索し、検索によって抽出された口座情報（振込先口座の口座情報）を口座情報DBから読み出してメモリに記憶させる。次のステップ162では、ステップ160でメモリに記憶した口座情報の中に振込暗証番号が含まれているか否かに基づいて、指定された振込先口座が振込暗証番号が設定されている口座（振込制限サービスの対象口座）か否か判定する。判定が否定された場合は何ら処理を行うことなくステップ172へ移行し、振込元金融機関から依頼された振込先口座への入金処理を実行する。

10

【0049】

また、ステップ162の判定が肯定された場合はステップ164へ移行し、受信した振込データの振込依頼者番号欄に設定されている情報を振込暗証番号として抽出する。ステップ166では、振込データから抽出した振込暗証番号（振込依頼者によって入力された振込暗証番号）が、メモリに記憶した口座情報に含まれている振込暗証番号（振込先口座に設定されている振込暗証番号）に一致しているか否か判定する。判定が否定された場合はステップ174へ移行し、通知された振込暗証番号が誤っているので依頼された入金処理を実行できない旨を通知するエラー応答を振込元金融機関へ送信し、依頼された入金処理を実行することなく入金処理を終了する。これにより、口座保有者が振込暗証番号を通知していない第三者から、口座保有者の口座（振込暗証番号が設定されている口座）への振込が振込元金融機関へ依頼された場合にも、前記口座への入金が阻止されることで、依頼された振込が成立することが阻止される。

20

【0050】

また、振込依頼者によって入力された振込暗証番号が振込先口座に設定されている振込暗証番号と一致した場合には、ステップ166の判定が肯定されてステップ168へ移行し、メモリに記憶した口座情報上で、入力された振込暗証番号に一致した振込暗証番号が有効期間を表す情報と対応付けられているか否かを判断することで、入力された振込暗証番号に有効期間が設定されているか否か判定する。この判定が肯定された場合はステップ170へ移行し、現在の日時が設定されている有効期間内か否か判定する。判定が否定された場合は、ステップ174で前述のように振込元金融機関へエラー応答を送信し、依頼された入金処理を実行することなく入金処理を終了する。これにより、振込依頼者が口座保有者から振込暗証番号の通知を受けていたとしても、同時に振込可能期間（振込暗証番号の有効期間）の通知も受けていた場合には、振込暗証番号が設定されている口座へ通知された振込可能期間外に振込を行うことが阻止される。

30

40

【0051】

一方、ステップ168の判定が否定された場合（入力された振込暗証番号が設定された振込暗証番号（有効期間の設定無し）と一致した場合）及びステップ170の判定が肯定された場合（入力された振込暗証番号が設定された振込暗証番号（有効期間の設定有り）と一致し、かつ現在の日時が有効期間内であった場合）にはステップ172へ移行し、振込元金融機関から依頼された振込先口座への入金処理を実行し、入金処理を終了する。これにより、振込依頼者が振込元金融機関へ依頼した振込暗証番号が設定されている口座への振込が成立することになる。なお、上述した入金処理は本発明に係る入金処理手段（詳しくは請求項5に記載の入金処理手段）に対応しており、ステップ164は請求項4に記載の入金処理手段に対応している。

50

【 0 0 5 2 】

このように、本実施形態では、口座保有者が保有口座への振込の制限を所望している場合にも、口座保有者が、予定している保有口座への振込を全て把握し、予定している個々の振込に対して事前に識別情報を各々設定し、かつ予定している個々の振込を行う振込依頼者に対して各々異なる識別情報を通知する、という煩雑な作業を行う必要はなく、保有口座に対して振込暗証情報を設定すると共に、保有口座に対して正規の振込を行う振込依頼者に対して同一の振込暗証情報を通知するのみで、上記口座への正規の振込以外の振込（振込暗証情報を通知していない振込依頼者からの振込）を阻止することができるので、正規の振込以外の振込を制限することを、口座保有者に負担をかけることなく実現することができる。

10

【 0 0 5 3 】

また、本実施形態では、口座保有者が保有口座への振込が可能な期間にも制限を設けることを所望している場合にも、口座保有者が振込暗証番号と共にその有効期間も設定するのみで、保有口座への有効期間外の振込を阻止することができるので、口座保有者の利便性を向上させることができる。

【 0 0 5 4 】

上述した本実施形態の効果について、具体例を挙げて更に説明する。例えば大学が受験料振込口座への振込によって受験希望者から受験料を収受する場合、受験料の振込期限を「受験日の1週間前迄」と規定して受験希望者へも通知しているにも拘らず、稀に振込期限を過ぎた後に受験料振込口座へ受験料が振込まれることがある。そして、仮に「振込期限までに受験料の振込が無い場合は受験資格無しとする」という規定を設けていたとしても、振込期限を過ぎた後に受験料振込口座へ受験料が振り込まれることで、手続上受験料を受け取ったことになってしまうと、大学側としては明確な受験拒否をしにくいという不都合が生ずる。また、振込まれた受験料を受験希望者へ返還することも労力とコストを要するため、規定違反ではあるものの受験を認めるというケースが現実にはよく見られる。このケースでは、受験料の振込のために受験料振込口座の口座番号自体は受験希望者へ通知する必要があるため、口座番号を教示しないことで予定外の振込（振込期限を過ぎた後の振込）を制限（阻止）することはできない。

20

【 0 0 5 5 】

これに対して本実施形態では、口座保有者としての大学側が、受験料振込口座に対して振込暗証番号"0001"を設定すると共に、この振込暗証番号"0001"の有効期間として上記の振込期限を末尾とする期間を設定しておき、この振込暗証番号"0001"を各受験希望者に通知することで、振込期限を過ぎた後に受験料振込口座へ受験料が振込まれることを阻止することができる。また、大学側が、或る受験希望者に対しては個別事情を斟酌し振込期限を過ぎた後も受験料の振込を許容する場合にも、同じ口座に別の振込暗証番号"0002"も設定し、この振込暗証番号"0002"については有効期間を設定しないか、或いは振込期限を先頭とする有効期間を設定し、上記受験希望者に対してのみ別の振込暗証番号"0002"を事前に又は振込期限を過ぎた後に通知することで実現可能である。

30

【 0 0 5 6 】

また、例えば大学にとって「授業料」と「寄付金」はまったく性格が異なる資金であるため、授業料振込口座と寄付金振込口座を各々設け、口座自体を分けて授業料と寄付金を区管理している場合、学生（又はその親）は、日頃授業料振込口座に授業料を振り込んでいるため、寄付金の振込に際しても寄付金振込口座ではなくて授業料振込口座に振り込んでしまう可能性がある。特に、インターネットバンキングや振込カードを利用して振込を行っている場合は、授業料振込口座が振込先口座として登録されているので、授業料振込口座に振り込んでしまう可能性が高い。大学（或いは特殊法人や財団法人、社団法人等の公益法人）は資金の厳密な区管理が求められているので、事業や資金の目的に応じて別々の口座で資金を管理していることが多く、或る目的の資金を管理するための口座に別の目的の資金が誤って振込まれた場合、振込まれた資金を一旦引き出して本来の口座に入金し直す、という煩雑な事務処理が必要となる。

40

50

【 0 0 5 7 】

これに対して本実施形態では、口座保有者としての大学側が、通常は授業料振込口座に振込暗証番号"0010"を設定しておき（この場合、学生（又はその親）は事前に登録した授業料振込口座への授業料振込の都度、大学側から通知された振込暗証番号"0010"を入力することになる）、寄付金の振込要請を行う場合に、振込先口座として寄付金振込口座の口座番号と振込暗証番号を通知すると共に、授業料振込口座の振込暗証番号を"0010"から別の番号に変更しておけば（寄付金振込口座の振込暗証番号を一時的に"0010"に設定してもよい）、寄付金の振込者（例えば学生の親）が、授業料振込時と振込先口座及び振込暗証番号が相違していることに気付かずに、通常の振込暗証番号"0010"を入力して授業料振込口座への寄付金の振込を行おうとしても、振込暗証番号の不一致に基づいて授業料振込口座への寄付金の振込が阻止される。これにより、寄付金の振込先口座が授業料振込時の振込先口座と相違していることを振込者に認識させることができ、或る目的の資金を管理するための口座（この場合は授業料振込口座）に別の目的の資金（この場合は寄付金）が誤って振り込まれてしまうことを制限（阻止）することができる。

10

【 0 0 5 8 】

なお、上記ではATMを介して振込依頼者から振込が依頼される例を説明したが、本発明はこれに限定されるものではなく、振込依頼者が金融機関の営業店に来店して振込を依頼する場合や、インターネット・バンキングを利用して携帯端末やPC（パーソナル・コンピュータ）から振込を依頼する場合、エレクトロニック・バンキング（EB）を利用してOCから振込を依頼する場合にも適用可能であることは言うまでもない。

20

【 0 0 5 9 】

また、上記では有効期間付きの振込制限サービスにおいて、単一の口座に設定する複数の振込暗証番号に各々有効期間が設定される場合を説明したが、これに限定されるものではなく、単一の口座に設定する複数の振込暗証番号のうちの一部についてのみ有効期間を設定することを可能としてもよい。

【 0 0 6 0 】

また、上記では金融機関の間の振込が依頼された場合に、振込依頼者によって入力された振込暗証番号が正しいか否かの判定を振込先金融機関で行う例を説明したが、これに限定されるものではなく、振込先金融機関から振込元金融機関へ振込暗証番号を通知することで、上記の判定を振込元金融機関側で行い、振込依頼者から入力された振込暗証番号が誤っていた場合には振込元金融機関が振込の依頼を受付けないようにしてもよい。

30

【 0 0 6 1 】

更に、上記では個々の金融機関が管理している口座に設定された振込暗証番号や有効期間が、個々の金融機関で管理（個々の金融機関に設置されたホスト・コンピュータのHDDに記憶された口座情報DBに登録）されている例を説明したが、これに限定されるものではなく、振込暗証番号や有効期間、口座番号等の情報を、例えば全銀システム32に設けられたHDD等で一括管理するようにしてもよい。

【 0 0 6 2 】

また、上記では特定金融機関を含む各金融機関が振込制限サービスを各々提供し、各金融機関のホスト・コンピュータが図3に示す振込処理、図4に示す口座情報通知処理、図5に示す入金処理を各々行う例を説明したが、これに限定されるものではなく、振込制限サービスを単一の金融機関（例えば特定金融機関）でのみ行うようにしてもよい。この態様は、特定金融機関以外の各金融機関のホスト・コンピュータを、振込制限サービスを提供している特定金融機関の口座への振込が依頼された際に、振込処理（図3）のステップ134～138、142の処理を実行するように構成するのみで実現することができる。また、これに代えて、振込暗証番号を設定した口座への振込依頼を、該口座を管理している金融機関でのみ受付けるようにしてもよい。

40

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 6 3 】

【 図 1 】 本実施形態に係るコンピュータ・システムの概略構成を示すブロック図である。

50

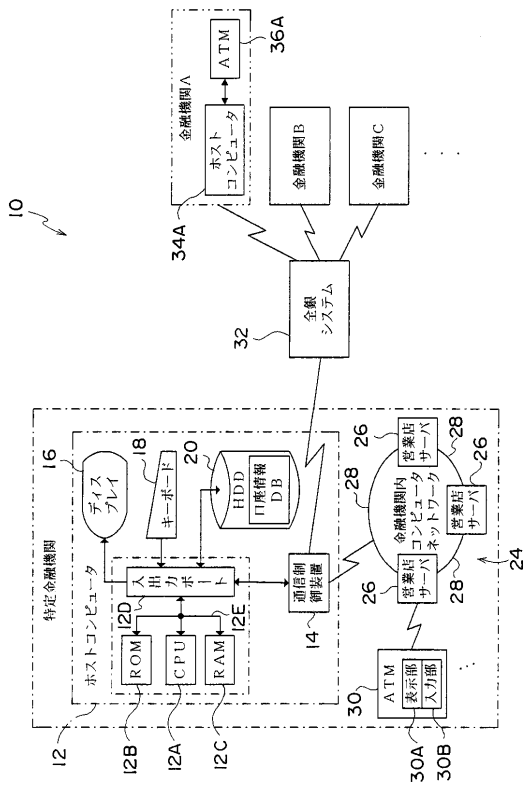
- 【図2】口座情報DBに記憶される個々の口座の口座情報の一例を示す図表である。
- 【図3】振込処理の内容を示すフローチャートである。
- 【図4】口座情報通知処理の内容を示すフローチャートである。
- 【図5】入金処理の内容を示すフローチャートである。

【符号の説明】

【0064】

- 10 コンピュータ・システム
- 12 ホスト・コンピュータ
- 20 HDD
- 30 ATM
- 32 全銀システム
- 34 ホスト・コンピュータ
- 36 ATM

【図1】



【図2】

(A) 振込暗証番号が設定されていない口座の口座情報

口座番号
口座名義人
⋮

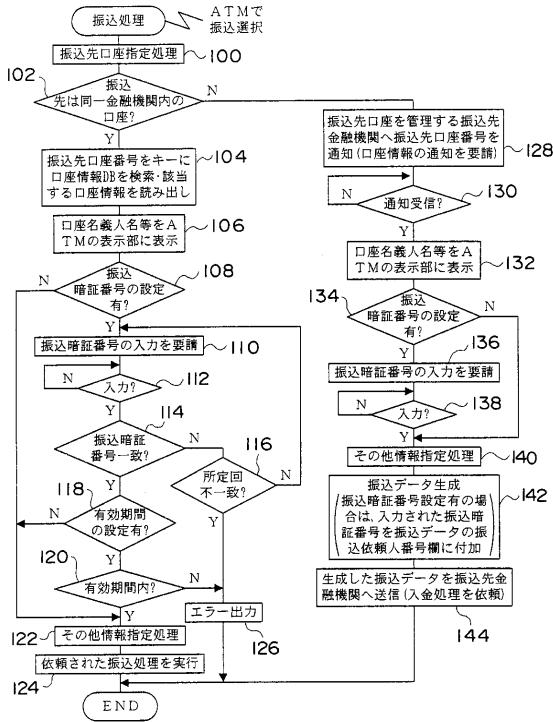
(B) 振込暗証番号が設定されている口座の口座情報

口座番号
口座名義人
⋮
振込暗証番号

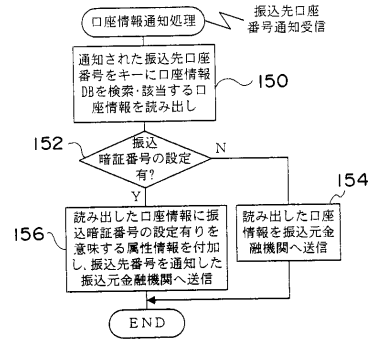
(C) 振込暗証番号及び有効期間が設定されている口座の口座情報

口座番号	
口座名義人	
⋮	
振込暗証番号	有効期間
振込暗証番号	有効期間
⋮	⋮

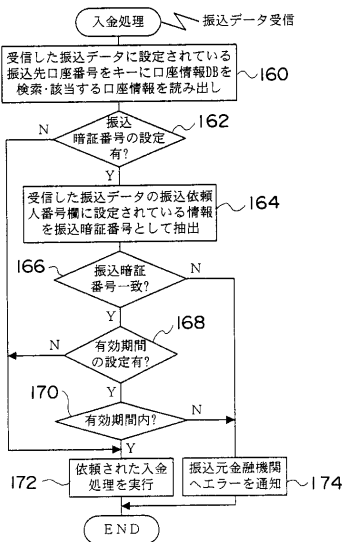
【 図 3 】



【 図 4 】



【 図 5 】



フロントページの続き

(72)発明者 萩原 秀光

東京都千代田区丸の内 2 - 7 - 1 株式会社東京三菱銀行内

Fターム(参考) 3E040 BA07 CB01 EA01

【要約の続き】

【選択図】 図3